

第2期筑紫野市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年3月
筑紫野市

はじめに

本市は、子どもたちの夢を育み、子育てにやさしいまちづくりの実現を目指すため、平成27年3月に「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援事業の推進に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、育児不安や児童虐待の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。



このような状況をふまえ、今までの取組を継承しつつ、継続して取り組むべき課題や新たな課題に対応するために、この度「第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、誰もが安心して子どもを生き育てられる環境を整え、家庭・地域・学校・企業・行政など社会全体が一丸となり、子どもの成長と保護者の子育てを支えながら、筑紫野市で生まれ育つ子どもたちの健やかな成長を暖かく見守っていきたいと考えております。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力賜りました「筑紫野市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様並びに関係機関の皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも市政発展のためのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月
筑紫野市長 藤田陽三

◆目次◆

第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4
(1) 子ども・子育て会議*の設置	4
(2) アンケート調査の実施	4
(3) 教育・保育提供区域および「量の見込み」「確保の方策」の設定	5
(4) 国・県との連携	5
(5) パブリック・コメントの実施	5
6. 計画の進行管理および点検	5
第2章 子育てを取り巻く本市の状況	8
1. 筑紫野市の現状	8
(1) 人口ピラミッド	8
(2) 人口の推移	9
(3) 年齢3区分別人口の推移	10
(4) 出生数と死亡数の推移	10
(5) 転入数と転出数の推移	11
(6) 未婚率の推移	11
(7) 世帯数の推移	12
2. 本市の子育て支援の状況	13
(1) 認可保育所の状況	13
(2) 幼稚園の状況	13
(3) 放課後児童クラブの状況	14
(4) 届出保育施設の状況	15
3. 将来人口推計	16
(1) 人口の将来推計	16
(2) 年齢3区分別人口割合の将来推計	16
(3) 第2期計画期間中の8歳以下の各歳別人口推計	17
第3章 基本理念	20
1. 基本理念	20
2. 施策の体系や方向性	21

第4章 子ども・子育て支援サービス	24
1. 見込み量の算出	24
(1) 見込み量の計算方法	24
(2) 見込み量の考え方	24
2. 教育・保育提供区域の設定	25
3. 教育・保育施設の充実	26
(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策	26
4. 教育・保育施設の事業計画	27
(1) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	27
(2) 保育施設（認定こども園・保育所）	28
5. 地域子ども・子育て支援事業の充実	29
(1) 利用者支援事業	29
(2) 地域子育て支援拠点事業	29
(3) 妊婦健康診査事業	30
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	30
(5) 養育支援訪問事業	31
(6) 子育て短期支援事業	31
(7) ファミリー・サポート・センター	32
(8) 時間外保育事業（延長保育など）	32
(9) 一時預かり事業	33
(10) 病児・病後児保育事業	34
(11) 放課後児童クラブ	34
(12) 実費徴収に係る補足給付事業	35
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	35
(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	35
6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	36
(1) 認定こども園の普及について	36
(2) 教育・保育の一体的な提供の推進	36
(3) 教育・保育の「質の向上」に向けた取組	36
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	37
(1) 子育てのための施設等利用給付の創設	37
(2) 都道府県との連携	37
8. 関連施策の展開	38
(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	38
(2) 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	38

第5章 第二次筑紫野市次世代育成支援計画	42
1. 事業の体系	42
2. 基本施策ごとの取組	44
(1) 地域における子育ての支援	44
(2) 母性並びに子どもの健康の確保および増進	45
(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	46
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	47
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等	48
(6) 子どもの安全の確保	49
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	50
(8) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	51
3. 新・放課後子ども総合プランの推進	52
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	52
(2) 放課後子ども教室	52
第6章 計画の推進体制	56
1. 計画の推進体制	56
(1) 市・事業主・市民の責務	56
2. 計画の推進に向けた役割	57
(1) 行政の役割	57
(2) 家庭の役割	57
(3) 地域社会の役割	57
(4) 企業・職場の役割	58
(5) 各種団体の役割	58
3. 計画の推進に向けた3つの連携	59
(1) 市内における関係者の連携と協働	59
(2) 近隣市町村との連携と協働	59
(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働	59
資料編	62
1. 計画策定の経緯	62
2. 筑紫野市子ども・子育て会議条例	63
3. 筑紫野市子ども・子育て会議委員名簿	65
4. 筑紫野市子ども条例	66

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、育児不安を抱える保護者や児童虐待件数の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。新制度では、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を推進しています。令和元年10月からは、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳のすべての子ども等を対象に、幼児教育・保育の無償化に取り組んでいます。

本市においては、平成27年3月に策定した「第1期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）に基づき、子どもとその保護者に対して子育てに必要な支援を行い、一人ひとりの子どもがそれぞれの地域で安全かつ安心に暮らしながら、社会の一員として成長するとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を進めてきました。

また、平成23年4月に制定した「筑紫野市子ども条例」に基づき、子どもの権利を尊重し、子どもが自分も他人も大切に、いきいきと過ごすことができるまちの実現を目的として子どもに関する施策を総合的に推進してきました。

第1期計画は平成27年度から平成31年度の5か年計画であり、平成31年度が最終年度にあたることから、計画期間の実績を踏まえ、計画の見直しを行いました。

今回の計画見直しによって、本市にある子育て支援ニーズに対して、本市の教育・保育および子育て支援の資源を有効に活用しながら十分応えられるよう、各家庭や子どもの状況に応じた妊娠・出産期からの切れ目ない支援と、子どもと家庭を支える地域づくり、子育てしやすい環境整備を行っていきます。





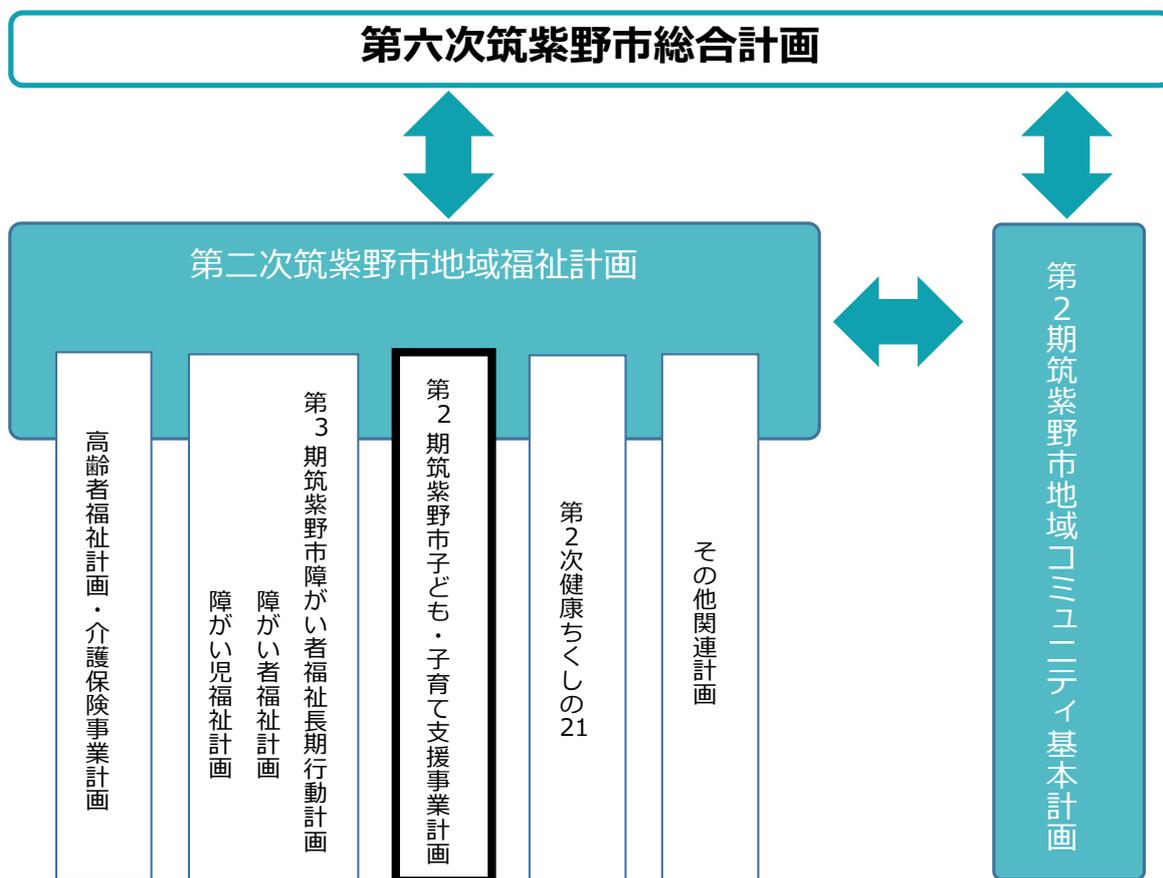
2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」および筑紫野市子ども条例（平成 22 年条例第 19 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく「行動計画」と位置付け、一体的に策定するものとします。

また、「第六次筑紫野市総合計画」や「第二次筑紫野市地域福祉計画」を上位計画とし、「第 3 期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」、「第 2 次健康ちくしの 21」、「第 2 期筑紫野市地域コミュニティ基本計画」等を始めとする市の各種関連計画および国・県の計画との連携を図っています。

図表 1 計画の位置づけ



3. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児、乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの児童とその家庭を対象とします。

4. 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

図表2 計画の期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期子ども・子育て支援事業計画					見直し	第2期子ども・子育て支援事業計画(本計画)			
第五次筑紫野市総合計画		見直し	第六次筑紫野市総合計画		見直し				
第二次筑紫野市地域福祉計画									

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議^{*}の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「筑紫野市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

※ 子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。

(2) アンケート調査の実施

筑紫野市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのような意見や要望があるのかを把握し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

調査対象者

就学前児童の保護者	筑紫野市在住の小学校就学前児童のいる世帯
小学生の保護者	筑紫野市在住の小学生のいる世帯
中高生の保護者	筑紫野市在住の中学生・高校生のいる世帯



調査方法

就学前児童の保護者	郵送による配布、回収調査
小学生の保護者	郵送による配布、回収調査
中高生の保護者	郵送による配布、回収調査

回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,000 件	913 件	45.7%
小学生の保護者	2,000 件	1,008 件	50.4%
中高生の保護者	2,000 件	761 件	38.1%

(3) 教育・保育提供区域および「量の見込み」「確保の方策」の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。

本市は、第1期計画と同様に、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態やアンケート調査の結果を基に、各事業における「量の見込み」「確保の方策」を記載します。

(4) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

(5) パブリック・コメントの実施

令和2年1月10日から令和2年2月10日まで計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

6. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、毎年度、事業実施内容やその評価を行い、筑紫野市子ども・子育て会議において報告します。また、次回計画の見直し時期には、アンケート調査等を実施し、筑紫野市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

第2章 子育てを取り巻く本市の状況



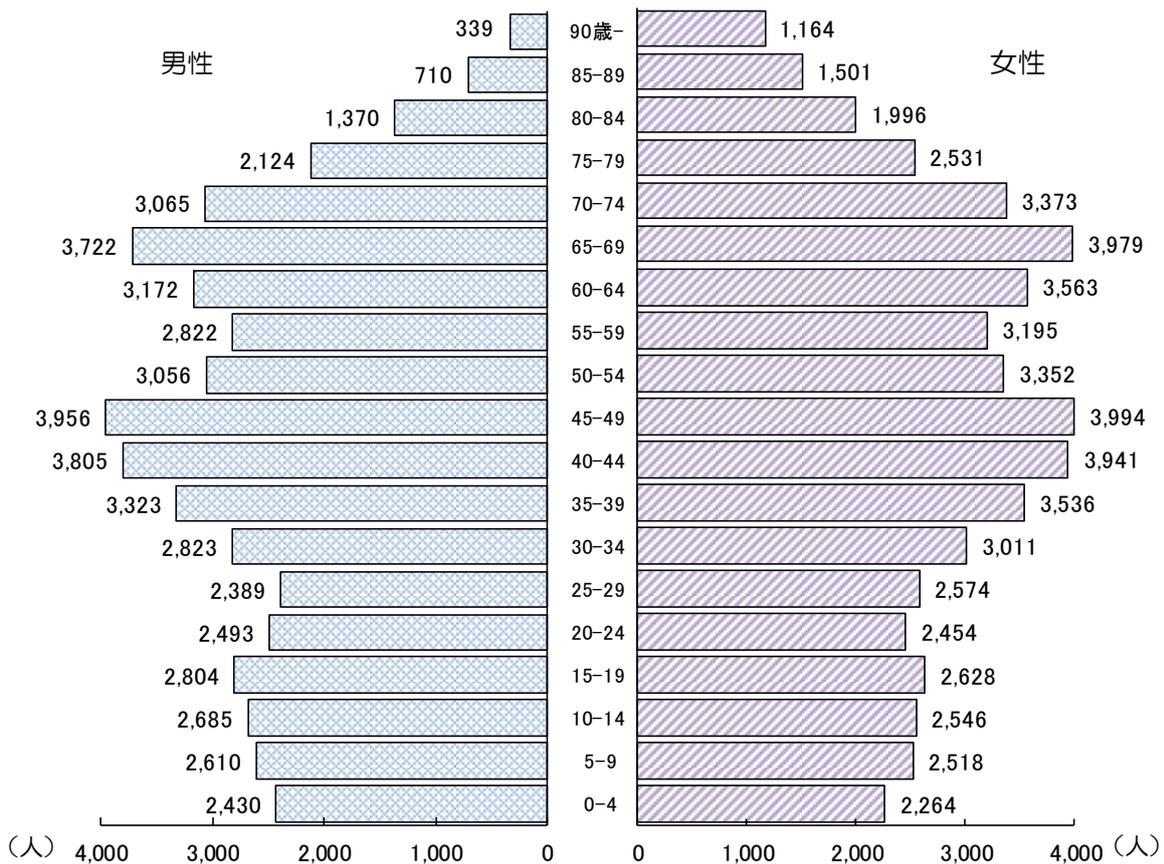
第2章 子育てを取り巻く本市の状況

1. 筑紫野市の現状

(1) 人口ピラミッド

本市の平成31年4月1日時点の総人口は、男性49,698人、女性54,120人の計103,818人です。40～49歳と60歳代後半が多くなっていますが、29歳以下は他の年齢階層と比べて少なくなっています。

図表 1 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）



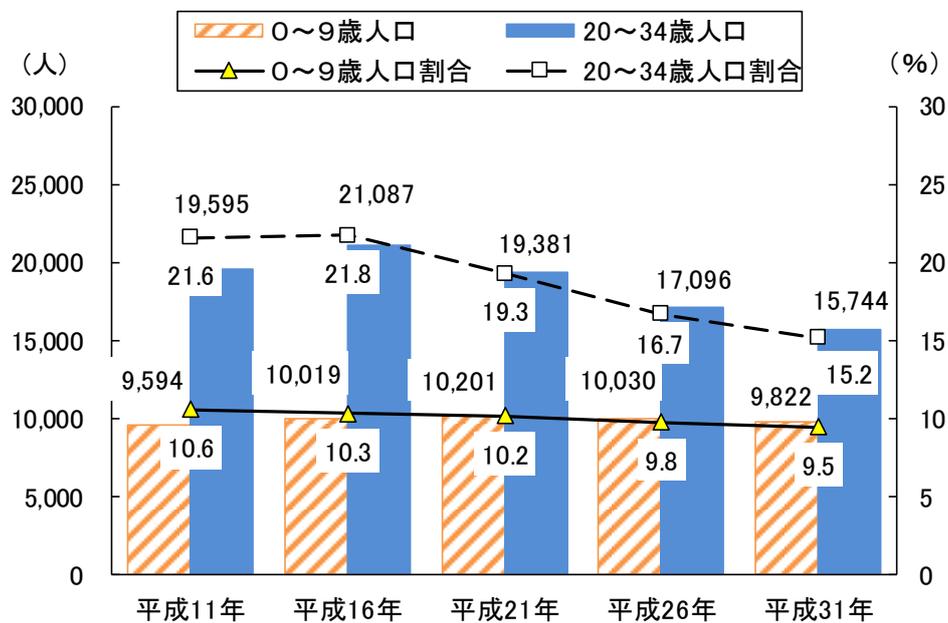
(2) 人口の推移

少子化の指標の一つとして0～9歳人口の推移をみると、平成21年に10,201人であったのが、平成31年には9,822人と10年間で3.7%減少し、平成31年の総人口に占める比率は9.5%となっています。

一方、結婚適齢期といえる20～34歳の人口の推移をみると、平成16年に21,087人であったのが、平成31年には15,744人と15年間で25.3%減少しています。また、総人口に占める比率も21.8%から15.2%と大きく減少しています。

一般に、結婚適齢人口が、少なからず子どもの数に影響を与えているといわれています。結婚適齢人口の減少に加え、晩婚化傾向等もあいまって少子化が徐々に進んでいる様子がうかがえます。

図表 2 0～9歳 / 20～34歳人口の推移



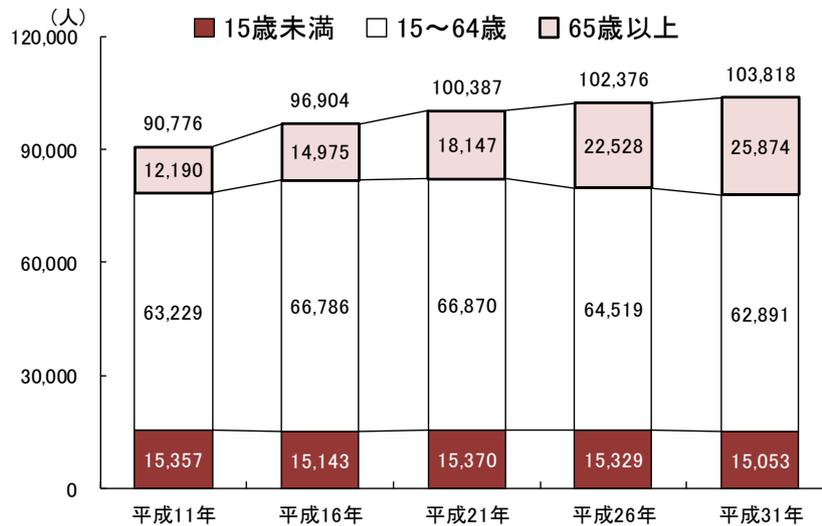
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



(3) 年齢3区分別人口の推移

人口の推移をみると、全体の人口は増加傾向にあります。しかし年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

図表 3 年齢3区分人口の推移



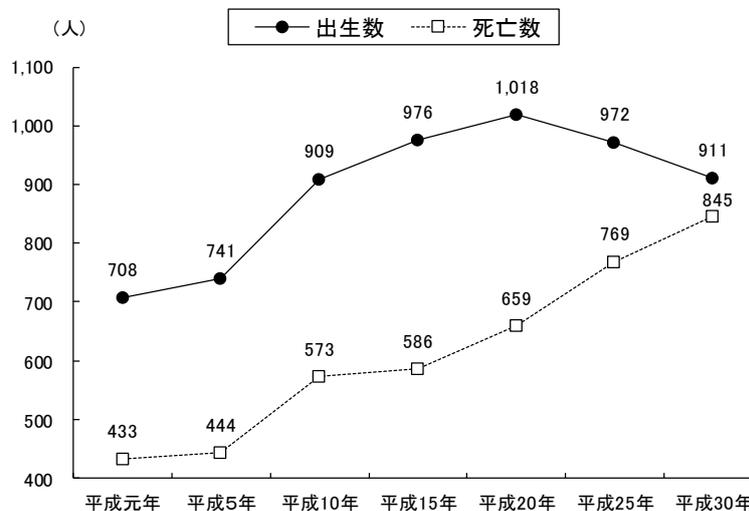
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(4) 出生数と死亡数の推移

出生数の推移をみると、平成元年から増加を続けてきましたが、平成20年以降減少に転じました。一方、死亡数は、一貫して増加傾向にあります。

本市では、出生数と死亡数の差が縮まっていますが、死亡数が出生数を下回っており、自然増となっています。

図表 4 出生数と死亡数の推移



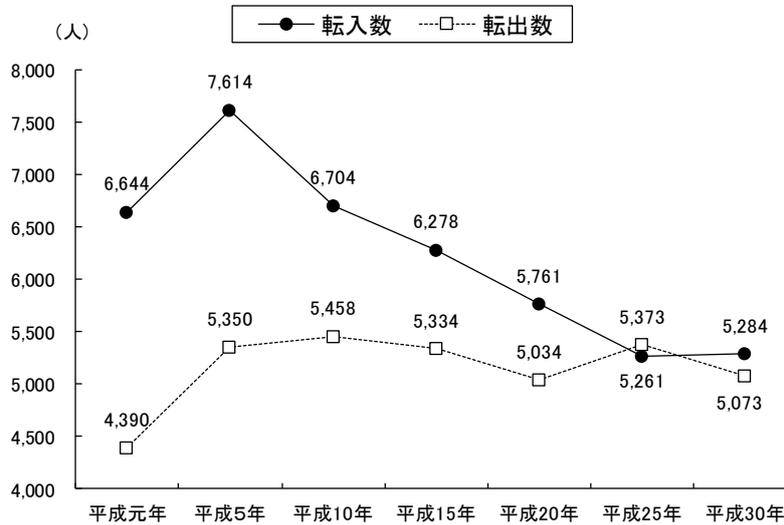
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



(5) 転入数と転出数の推移

本市では、平成20年までは転出数を転入数が大幅に上回る社会増の状態でしたが、平成25年度には転入数と転出数がほぼ同数となり、平成30年も多少の増減があるものの、その傾向が続いています。

図表 5 転入数と転出数の推移

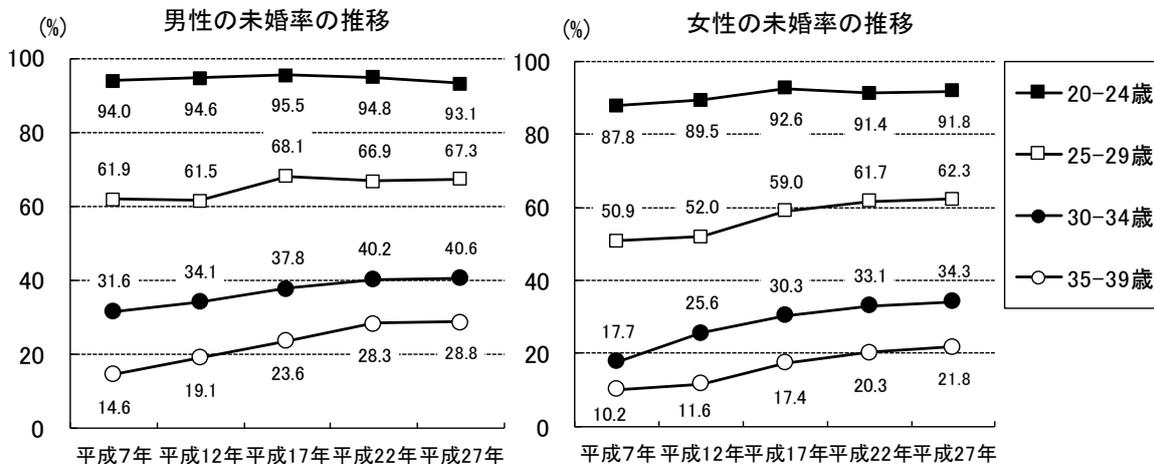


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(6) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、25～29歳の女性と30～39歳の男女の階層で未婚率が上昇していることがわかります。特に、女性の30歳から34歳の未婚率の上昇が著しく、本市においても、いわゆる女性の晩婚化傾向が進んでいることがうかがえます。

図表 6 未婚率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



(7) 世帯数の推移

平成2年から20年間の世帯数の推移は以下のとおりです。総世帯数は増加傾向にあります
が、1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。また、この20年間で母子世帯数、父子世帯
数共に増加していますが、特に母子世帯数は急増しています。

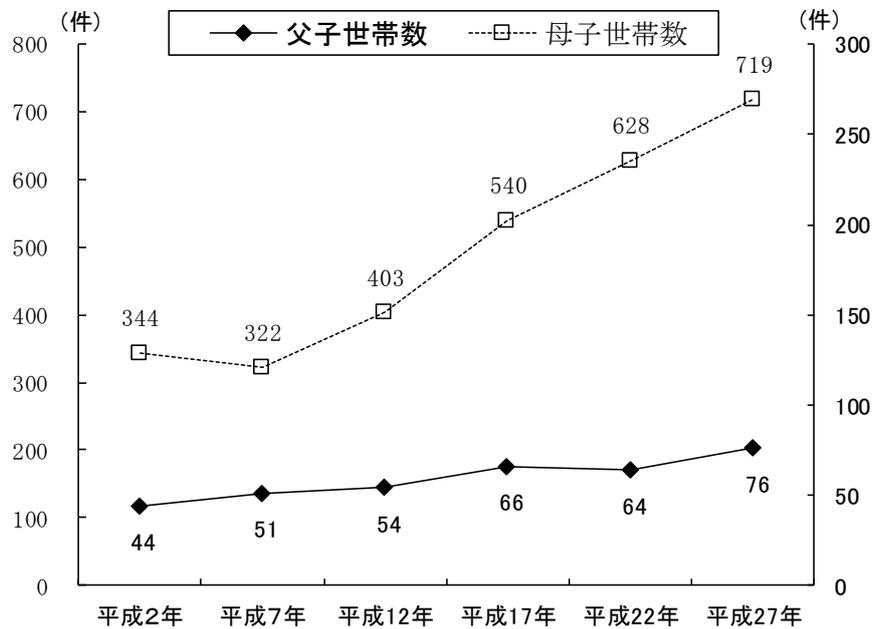
図表 7 世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	22,734	27,300	32,419	35,284	37,636	39,274
母子世帯数	344	322	403	540	628	719
父子世帯数	44	51	54	66	64	76
1世帯当たりの人数	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6

(世帯、人)

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

図表 8 母子・父子世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）



2. 本市の子育て支援の状況

(1) 認可保育所の状況

認可保育所利用者数は、平成27年の2,081人から平成30年の2,128人と、増加傾向で推移しています。

第1期計画期間中では、認可保育所1園の新設、既存保育所3園の増員により定員の増加を図ってきました。

図表9 認可保育所利用者の推移

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	(人)
					平成30年 (定員数)
二日市保育所	190	177	176	172	200
街道保育所	147	150	152	158	150
下見保育所	66	63	54	57	70
京町保育所	55	55	52	53	60
はなその保育園	170	170	162	169	150
むさしヶ丘保育園	178	178	178	178	170
原田保育園					
第二原田保育園	372	366	360	343	350
あけぼの保育園	158	161	162	161	150
保育所慈生園	188	187	178	178	160
光が丘幼児園	268	233	213	223	270
さくら保育園	194	201	204	222	200
だいいち保育園	95	89	91	93	90
あおぞら保育園	—	79	118	121	90
合計	2,081	2,109	2,100	2,128	2,110

資料：子育て支援課 各年3月1日現在（0歳児の利用者数がピークになる3月の数字を表記しています。）

(2) 幼稚園の状況

幼稚園利用者数は、年度ごとにばらつきがみられます。

図表10 幼稚園利用者の推移

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	(人)
					平成31年
山家幼稚園	51	43	41	40	42
いしざき幼稚園	272	267	284	265	272
だいいち幼稚園	102	91	94	111	125
筑紫野幼稚園	104	114	127	107	105
筑紫野中央幼稚園	220	230	217	203	191
みかさの幼稚園	79	94	88	90	68
美しが丘幼稚園	189	174	172	174	162
サルナートの森幼稚園	266	277	286	286	290
合計	1,283	1,290	1,309	1,276	1,255

資料：学校教育課 各年5月1日現在



(3) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ利用者数は、年度ごとにばらつきがありますが、利用希望者はすべて受け入れている状況です。

図表 11 放課後児童クラブ利用者の推移

低学年（1年生～3年生）		(人)				
施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
二日市小学校児童クラブ	129	144	113	135	110	
二日市東小学校児童クラブ	156	166	188	191	197	
二日市北小学校児童クラブ	94	97	115	108	94	
山口小学校児童クラブ	36	39	52	52	67	
筑紫小学校児童クラブ	142	139	183	171	168	
阿志岐小学校児童クラブ	38	36	32	37	37	
吉木小学校児童クラブ	64	56	42	50	49	
原田小学校児童クラブ	177	207	192	176	162	
筑紫東小学校児童クラブ	80	81	75	85	85	
山家小学校児童クラブ	38	27	19	26	17	
天拝小学校児童クラブ	70	70	66	60	55	
合 計	1,024	1,062	1,077	1,091	1,041	
高学年（4年生～6年生）		(人)				
施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
二日市小学校児童クラブ	24	32	37	39	41	
二日市東小学校児童クラブ	51	60	41	73	76	
二日市北小学校児童クラブ	37	52	39	28	31	
山口小学校児童クラブ	15	22	10	10	14	
筑紫小学校児童クラブ	56	76	56	52	54	
阿志岐小学校児童クラブ	24	13	14	9	13	
吉木小学校児童クラブ	13	14	15	14	10	
原田小学校児童クラブ	73	70	79	63	69	
筑紫東小学校児童クラブ	23	39	38	30	30	
山家小学校児童クラブ	10	10	11	9	10	
天拝小学校児童クラブ	28	30	32	36	18	
合 計	354	418	372	363	366	

資料：学校教育課 各学年5月1日現在



(4) 届出保育施設の状況

市内の届出保育施設は増減がありますが、一定数の利用者があり増加傾向にあります。

また、第1期計画期間中には、国の助成を受けて実施する企業主導型保育事業が開始されました。施設の定員に地域枠が設けられている場合、保育を必要とする地域の子どもも利用することができることから、開設支援等を行い、現在7園が市内にあります。

図表 12 届出保育施設利用者の推移

(人)

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
明日香の園	19	23	18	26	18
うめのみ園	18	22	20	22	18
中央もくば保育園	34	28	31	25	25
おむすび保育園	—	6	17	18	18
朝倉街道保育園	8	23	35	22	14
シルバーほほえみ ※一時預かりのみ	—	—	—	—	—
あおぞら保育所ちくし園	32	27	30	33	32
認定こども園 バディスポーツ幼稚園	130	127	134	139	132
ちびはる保育園	66	52	50	53	49
株式会社 保育所原田のぞみ園	61	57	62	61	56
株式会社リラック mama	4	7	8	12	12
ちびザウルスのひみつきち	23	19	15	13	—
すくすくランド イオンモール筑紫野園	4	8	—	—	—
合 計	399	399	420	424	374

資料：子育て支援課 各年4月1日現在

※おむすび保育園は、平成28年6月より開園。

※すくすくランドイオンモール筑紫野園は、平成29年度より休園。

※ちびザウルスのひみつきちは、平成31年度より休園。

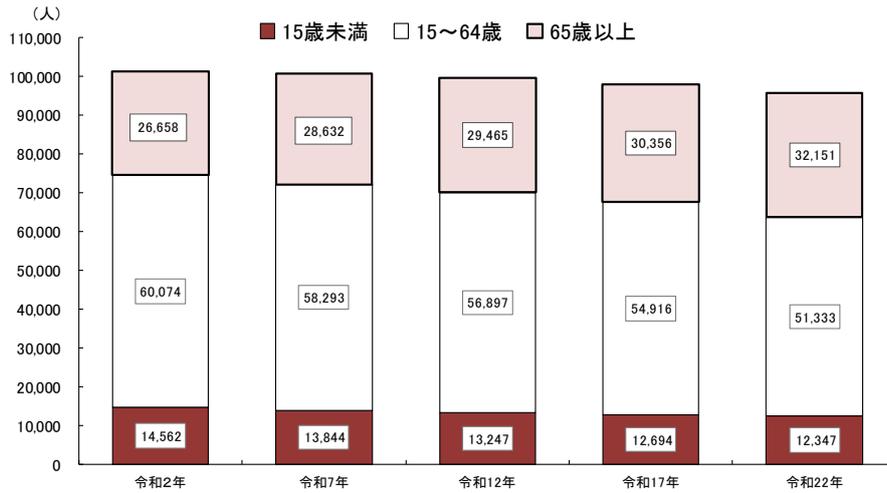


3. 将来人口推計

(1) 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後、本市では人口が減少に転じ、令和12年には100,000人を下回ると予想されています。

図表 13 筑紫野市の将来人口推計

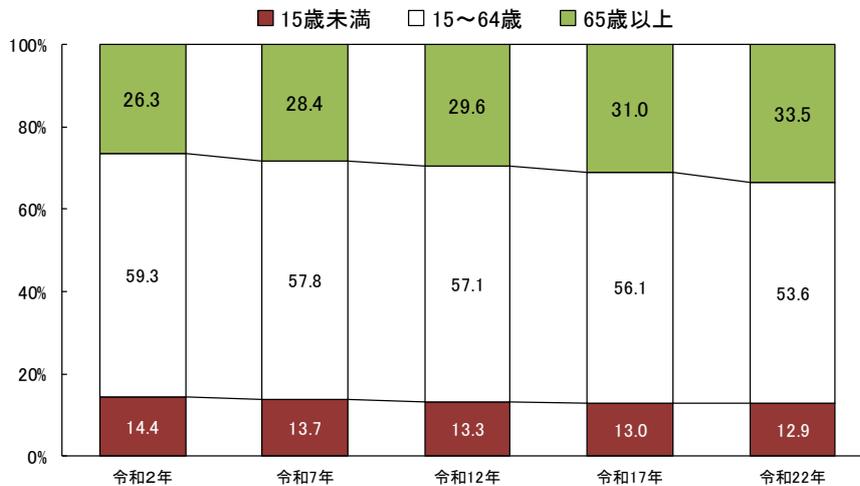


資料：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

(2) 年齢3区分別人口割合の将来推計

本市の将来人口推計から年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口、生産年齢人口共に減少することが見込まれている一方、高齢人口は増加すると見込まれています。

図表 14 年齢3階層別の将来人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

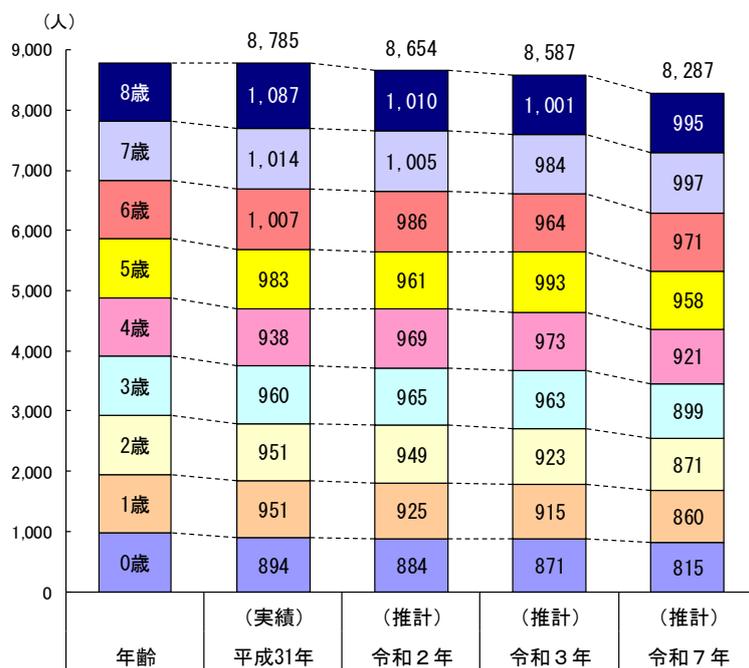


(3) 第2期計画期間中の8歳以下の各歳別人口推計

各歳・男女別住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法によって本市の人口推計を実施しました。

8歳以下の人口の将来推計をみると、平成31年4月1日時点の人口は8,785人であったのが、6年後の令和7年には8,287人となることが見込まれています。年齢によって多少傾向が異なるものの、第2期計画期間（令和2年～令和6年）において、8歳以下の人口は減少する見込です。

図表 15 第2期計画期間中の8歳以下の各歳別人口推計



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点 ※令和2年以降は推計値）

第3章 基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

人口減少や少子高齢化が一層進行することが予想されている中、筑紫野市で生まれ育つ子どもたちが、未来の社会を担う人材として、健やかに笑顔あふれて成長していくことが、より一層重要となります。また、保護者は子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っているということを認識し、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行い、豊かな愛情あふれる子育てが次代に繋がるよう努める必要があります。

子どもは、今を生きる一人の人間としてかけがえのない存在であり、今後の筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。子どもが、自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるよう「子どもの最善の利益」、「未来を切り開いていく生きる力を高めること」が保障されなければなりません。

そのため、大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもが直面することについて一緒に考え、適切な指導や助言を行う等、子どもの個々の状況に応じた支援をしていくことが必要です。

このように、子どもたちの成長のためには、家庭だけでなく、地域、学校、企業、行政などの社会全体が一体となって、保護者の子育てを支え、子どもを産み育てやすい環境を整えながら、子ども自身の健やかな育ちを温かく見守り、保護者とともに子どもを育てていくことが何よりも大切です。このような考えのもと、“みんなで育もう！キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち”を本計画の基本理念として決めました。この基本理念のもと、各種施策に取り組みます。

みんなで育もう！ キラリ、笑顔

筑紫野の子どもたち



2. 施策の体系や方向性

本計画は第六次筑紫野市総合計画の下位に位置し、筑紫野市における子ども・子育て分野の計画です。

第六次筑紫野市総合計画は、「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」をめざして、5つの政策のもと、28の施策と122の基本事業で構成されています。

上位計画である第六次筑紫野市総合計画の基本事業を本計画の重点事業と位置付け、取り組みを進めていきます。ただし、子育て支援施策は多分野にわたるものであることから、その他の基本事業等との連携により総合的な展開を図ります。

図表 16 第六次筑紫野市総合計画での子育てに関する取り組み

第六次筑紫野市総合計画			
政策5	未来をつくる ～すこやかに育つまちへ～		
施策名称	施策の目指す姿		
子育て支援の推進	子育てが楽しく安心して子どもを生き育てることができています。		
	基本事業名称	基本事業の目指す姿	
	① 子育て不安の軽減	家庭状況や経済状況にかかわらず育てることができるようになっていました。子どもの発達や成長に関する悩みや不安が少なくなっています。	
	② 母子保健の推進	親子が心身ともに健やかに暮らすことができるようになっていました。	
	③ 地域における子育て支援	子育ての相談や交流の場が地域に広がり、不安が解消されています。	
	④ 幼保サービスの充実	安心して保育所等に子どもを預けて働いたり、幼児教育を受けることができるようになっていました。	
	⑤ 子どもの人権の尊重	子どもの人権が守られ、健やかに生活することができるようになっていました。	



第4章 子ども・子育て支援サービス



第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 見込み量の算出

子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズをもとに、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量（潜在的なニーズ量）を計算します。

見込み量と現在提供できているサービスを比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

見込み量の計算では、アンケート調査で得た回答等から、量の見込み、確保の方策を決定します。

（1）見込み量の計算方法

見込み量は幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート調査からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。

（2）見込み量の考え方

見込み量の計算方法については国の手引きによって決まっていますが、この計算によって算出される見込み量は、あくまでも今後1年以内に本市に在住している子育て世帯の全ての就労の希望が叶い、かつ、希望する事業やサービスを全て希望通りに利用することが出来た場合を想定します。

本市の見込み量は基本的に国の手引きに準じ計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や現実との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件の基で補正を行うなど、以下の4つの手法を用いて算出しています。

① 国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。

② 国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

③ 算出式を用いず算定

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。



④ 過去の実績に基づいて算出

事業毎に過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保の方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に依りて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市では、生活圏がおおむね市全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされており大きな偏りが見られないこと、施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするためなどの理由から、市全体を一つの提供区域と考え、子ども・子育て支援事業を実施することとしました。

図表 17 本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所（園）
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	市全域
	(2) 地域子育て支援拠点事業	市全域
	(3) 妊婦健康診査事業	市全域
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	(5) 養育支援訪問事業	市全域
	(6) 子育て短期支援事業	市全域
	(7) ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	(8) 時間外保育事業	市全域
	(9) 一時預かり事業	市全域
	(10) 病児・病後児保育事業	市全域
	(11) 放課後児童クラブ	市全域
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
	(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の方策を記載します。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

① 本市の考え方

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、需要量（ニーズ量）の見込みに対し供給可能な量¹に不足が生じる場合は、提供体制の確保のため、令和2年度から令和6年度の5か年で計画的に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等の条件により、需要量の変動が予想されるため、計画の途中で必要に応じて見直しを行う場合があります。見直しにより、ニーズ量の推移が想定を上回り、供給可能な量を超えることになった場合は、新たな確保方策も検討します。

② 認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。

認定には、1) 1号認定：子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合（認定こども園・幼稚園）、2) 2号認定：子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育所・認定こども園）、3) 3号認定：子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育所・認定こども園・地域型保育事業）の3つの区分があります。

図表 18 本市における保育認定区分

認定区分	対象者（子ども）
1号認定	満3歳以上～小学校就学前の子ども。
2号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。

③ 見込み量と確保の方策の読み方

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みます。供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

¹ 「供給可能な量」とは、確認を行った認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を積み上げたものです。



4. 教育・保育施設の事業計画

(1) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育所・認定こども園を利用しますが、保護者の教育的ニーズが強いなどの理由から幼稚園を希望する場合は「2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）」に該当します。

ニーズ量

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,394	1,410	1,399	1,380	1,355
1号	1,047	1,059	1,051	1,037	1,018
2号Ⅰ	347	351	348	343	337
供給可能な量	1,394	1,410	1,399	1,380	1,355
1号	1,047	1,059	1,051	1,037	1,018
2号Ⅰ	347	351	348	343	337
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

ニーズ量の見込みと供給可能な量を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、供給可能な量での対応が可能です。

(2) 保育施設（認定こども園・保育所）

2号認定Ⅱは満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）の児童数を除いた数が該当します。

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児と1・2歳児で分けて量を見込みます。

ニーズ量

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,537	2,532	2,505	2,469	2,428
2号Ⅱ	1,337	1,353	1,342	1,324	1,301
3号Ⅰ (0歳)	295	291	286	281	277
3号Ⅱ (1、2歳)	905	888	877	864	850
供給可能な量	2,506	2,535	2,545	2,545	2,545
2号Ⅱ	1,342	1,342	1,342	1,342	1,342
3号Ⅰ (0歳)	323	326	326	326	326
3号Ⅱ (1、2歳)	841	867	877	877	877
過不足	▲31	3	40	76	117
2号Ⅱ	5	▲11	0	18	41
3号Ⅰ (0歳)	28	35	40	45	49
3号Ⅱ (1、2歳)	▲64	▲21	0	13	27

確保の方策

ニーズ量の見込みと供給可能な量を比較すると、就学前人口の減少は予想されるものの、全国的に就労希望者は増加傾向にあり、保育施設の利用率は高まっていることから、本市でもニーズ量が上回ることを予想されます。

このような状況の中で、既存保育所の定員の見直し、既存保育所の増改築、認可保育所の新設、企業主導型保育事業の開設支援、一時預かり（幼稚園型Ⅱ）の実施の検討等を進めることにより、供給量を確保できるように努めます。



5. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携等を行うものです。

子育て支援センター等の身近な場所で、子育てに関する相談に応じ、子育て支援事業や保育サービスについての情報提供や利用にむけて、当事者に寄り添った支援を行うとともに、保護者のみならず地域の人々と協働で、子どもを育むことができる地域づくりを目指します。また、妊娠・出産・育児等の母子保健に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。

ニーズ量

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給可能な量	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
量の見込み	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給可能な量	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保の方策

平成29年度から、利用者支援相談員を配置し、子育て支援に関する相談や情報提供を行うとともに、地域の子育てサロンへの支援を通じて地域連携を行っています。

また、令和2年度から母子保健型も開始することにより、保健師等による相談・支援の充実に図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の実現に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場です。子育てについての相談、情報提供、助言、子育て・子育て支援に関する講習のほか、様々な援助等を行っています。

ニーズ量

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		26,681	26,207	25,849	25,442	25,046
供給可能な量		26,681	26,207	25,849	25,442	25,046
過不足		0	0	0	0	0

(人) ※年間延べ利用者数

確保の方策

令和2年度から6年度の計画期間において、見込量について供給可能です。今後も、現行体制を維持し、地域における子育て支援の充実に努めます。



(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実と経済的な負担を軽減するために、妊婦健康診査補助券（14回分）を配布することで、妊婦健康診査の費用の一部助成をしています。

また、県外での妊婦健康診査で補助券の使用ができなかった場合は、妊婦健康診査にかかった費用を限度額の範囲内で助成しています。

ニーズ量

年 度	(人) ※年間延べ利用者数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (健診枚数)	10,365	10,198	10,020	9,877	9,699

確保の方策

今後も安全・安心な出産を確保するために、母子健康手帳交付時に補助券の利用方法をわかりやすく説明するとともに、妊婦健診等の結果より、支援が必要な対象者への支援を行うことにより、産前・産後・育児期の支援が切れ目なくできるよう努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭に訪問指導員（保健師、助産師、看護師）が訪問し、母子の心身の健康状態の把握を行うとともに、子育ての孤立を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育つよう支援します。

ニーズ量

年 度	(人) ※年間実人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	884	871	857	842	830

確保の方策

産婦の心身の不調や出産後の体調管理、育児不安に対して、適切な保健指導を実施できるように、関係職員のスキルアップを図りながら、産後うつおよび虐待の予防もしくは早期発見に努め、養育支援事業に繋ぐよう努めます。

少子化の影響により、乳児の数は減少傾向にありますが、今後も現行体制を維持し、継続して事業を実施します。



(5) 養育支援訪問事業

妊娠期や産後に体調不良があり、日中家族等の支援が受けられない世帯にホームヘルパー派遣による家事・育児支援を行います。

また、乳児家庭全戸訪問事業等により、特に保護者の養育を支援することが必要な乳児がいる世帯に対し、保健師や助産師等による相談やホームヘルパー派遣による家事・育児支援を関係機関と連携しながら行います。

ニーズ量

(人) ※年間実人数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	88	88	87	86	84

確保の方策

乳児家庭全戸訪問事業等を通して、地域から孤立し、自ら相談することが困難な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら支援を行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の病気など様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

ニーズ量

(人) ※年間延べ利用者数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	6	6	6	6
供給可能な量	6	6	6	6	6
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

令和2年度から子育て支援短期事業を始めることにより、見込み量については供給可能です。



(7) ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ニーズ量

(人) ※年間延べ利用者数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	462	453	450	443	441
供給可能な量	462	453	450	443	441
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

令和2年度から6年度の計画期間において、見込量について供給可能です。今後も、現行体制を維持し、子育て支援の充実に努めます。

(8) 時間外保育事業（延長保育など）

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等の通常の開所日、開所時間以外の日や時間帯において、保育を実施する事業です。

ニーズ量

(人) ※年間実人数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	595	593	587	578	569
供給可能な量	595	593	587	578	569
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

ニーズ量の見込みと供給可能な量を比較すると、令和2年度から6年度の計画期間において、ニーズ量と同等程度で推移していることから、供給可能量での対応が可能です。



(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所が、一時的に子どもを預かる事業です。

① 一時預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

ニーズ量

年 度	(人) ※年間延べ利用者数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	39,756	40,223	39,893	39,358	38,657
供給可能な量	7か所 39,756	7か所 40,223	7か所 39,893	7か所 39,358	7か所 38,657
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、市内7つの幼稚園で実施しています。

ニーズ量の見込みと供給可能な量を比較すると、令和2年度から6年度の計画期間において、ニーズ量と同等程度で推移していることから、供給可能な量での対応が可能です。

② 一時預かり（その他）

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所などで預かる事業です。本市においては、公立保育所3箇所で実施しており、週3日（緊急的な場合は15日）を限度に、午前7時から午後6時まで預かり事業を実施しています。

ニーズ量

年 度	(人) ※年間延べ利用者数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9,565	9,398	9,270	9,124	8,981
供給可能な量	9,565	9,398	9,270	9,124	8,981
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

ニーズ量の見込みと供給可能な量を比較すると、令和2年度から6年度の計画期間において、ニーズ量と同等程度で推移していることから、供給可能な量での対応が可能です。



(10) 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童で、病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、病院・診療所等に併設された専用スペース等において、保育士等が病児および病後児の一時的な保育等を行う事業です。

ニーズ量

(人) ※年間延べ利用者数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	500	499	493	486	478
供給可能な量	2か所 500	2か所 499	2か所 493	2か所 486	2か所 478
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

ニーズ量の見込みと供給可能な量を比較すると、令和2年度から6年度の計画期間において、ニーズ量と同等程度で推移していることから、供給可能量での対応が可能です。

(11) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

ニーズ量

(人) ※年間実人数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,526	1,496	1,482	1,455	1,447
1年生	322	314	323	323	319
2年生	329	321	313	320	319
3年生	329	326	319	308	316
4年生	184	171	170	164	160
5年生	178	186	172	170	165
6年生	184	178	185	170	168
供給可能な量	1,526	1,496	1,482	1,455	1,447
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

ニーズ量の見込みと供給可能な量を比較すると、令和2年度から6年度の計画期間において、ニーズ量と同等程度で推移していることから、供給可能量での対応が可能です。

市内の小学校全11校に放課後児童クラブを設置しています。今後も小学校の余裕教室の活用などの施設整備を引き続き検討し、継続して事業を行います。



(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を助成する事業です。

実施状況

幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費に係る費用の助成について、今後実施を予定しています。

確保の方策

保護者の世帯所得の状況等を勘案し必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

実施状況

地域ニーズに即した保育等の事業の充実を図るため、新規参入事業者に対する相談・助言等の支援を行います。

確保の方策

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行い、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

筑紫地区5市および筑紫医師会をはじめとする関係機関・団体で構成する「筑紫子ども虐待防止連絡協議会」による広域的なネットワークと、筑紫野市を中心とした関係機関・団体で構成する「筑紫野市要保護児童対策地域協議会」の2つのネットワークを活用し、児童虐待防止のための取り組みを推進しています。また、児童虐待を未然に防ぐために地域との連携強化を図っていきます。今後は、更なる強化を図るため、必要に応じた対策を講じます。



6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及について

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が改正され、認定こども園制度の改善が行われました。今後、認定こども園への移行や新規参入の申請が行われた場合は、申請状況等から、適切な対応を行います。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 教育・保育の「質の向上」に向けた取組

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の確保と従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を両輪で進める必要があります。

本市では、幼稚園・保育所および小学校職員の研修会等により、共通理解を図るとともに、職員の交流などを通じて、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進を図ります。また、教育・保育において、人材確保は重要な基盤となるものです。質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士等の安定的な確保に努めます。



7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から、令和元年10月に「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。

(1) 子育てのための施設等利用給付の創設

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育および保育等を行う施設等の利用に関する給付制度である「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であり、かつ、市町村の確認を受けた施設（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）が対象となり、特定子ども・子育て支援施設等を利用する3歳から5歳までの子どもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって保育の必要性がある子どもの利用料が無償化されました。

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給を確保し、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、特定子ども・子育て支援施設等と連携し、適切に実施します。

(2) 都道府県との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、都道府県と連携し適切に実施します。



8. 関連施策の展開

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設利用または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を図り、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待や家庭における子どもの養育や子どもを取り巻く家庭の人間関係など様々な問題について、家庭児童相談室を中心に、筑紫野市要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携により、困難を抱える児童の早期発見および児童虐待の予防的支援を行っていきます。

子どもの権利擁護	<p>筑紫野市子ども条例に基づき、子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されるよう、子どもの人権を侵害する問題が発生した時に、子どもが自ら相談することができる環境づくりおよび相談窓口の周知啓発に努めます。</p> <p>体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、様々な場を活用し普及啓発活動を行うとともに、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならない等の啓発を乳児家庭全戸訪問事業や利用者支援事業等の機会を活用して啓発します。</p>
児童虐待の発生予防、早期発見	<p>児童虐待の発生予防、早期発見のため、支援を必要とする妊婦への支援を行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業の実施等により、妊娠、出産および育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。また、乳幼児健診未受診者や未就園児の把握を通じて、児童虐待の早期発見に努めるとともに、医療機関や学校等の関係機関と市が情報の共有を行うための連携体制の構築を図ります。</p> <p>また、転居ケースについては、児童相談所や関係機関との情報共有・引継ぎを迅速・適切に行い、切れ目のない支援に努めます。</p>
児童虐待発生時の迅速、的確な対応	<p>地域の関係機関が情報の収集および共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化および連携強化を図ります。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。</p>
社会的養護施策との連携	<p>里親や母子生活支援施設等の社会的養護施策との連携を図ります。</p>



② ひとり親家庭の自立支援推進

ひとり親家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子および父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針およびこれに即して都道府県等が策定する母子家庭および寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保および経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実

障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。また、自閉症スペクトラム、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障害を含む、障がいのある子どもについては、早期療育相談事業等を通じて必要な支援ができるよう努めます。

④ 外国にルーツをもつ幼児への支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児が増えています。平成31年4月に外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管法（出入国管理および難民認定法および法務省設置法の一部を改正する法律）が施行され、今後も外国にルーツを持つ幼児の増加傾向は継続するものと考えられます。

外国にルーツをもつ幼児等については、必要に応じて使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に努めます。

第5章 第二次筑紫野市次世代育成支援事業計画



第5章 第二次筑紫野市次世代育成支援事業計画

1. 事業の体系

本計画は、第二次筑紫野市次世代育成支援事業（前期）の基本施策を引き継ぎつつ、社会の変化等に対応するため、8つの項目を設定し、それぞれに基本施策を掲げ、取り組みます。

1. 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成
 - ① 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成
 - ② 放課後子ども総合プラン
- (5) 地域における人材育成
- (6) その他

2. 母性並びに子どもの健康の確保および増進

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 「食育」の推進
- (4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- (5) 小児医療の充実

3. 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - ① 確かな学力の向上
 - ② 豊かな心の育成
 - ③ 健やかな体の育成
 - ④ 信頼される学校づくり
 - ⑤ 幼児教育の充実
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
 - ① 豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実
 - ② 地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- (5) 人権施策の推進



4. 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良好な居住環境の確保
- (3) 安全な道路交通環境の整備
- (4) 安心して外出できる環境の整備
 - ① 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化
 - ② 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
 - ③ 子育て世帯への情報提供
- (5) 安全・安心まちづくりの推進等

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6. 子どもの安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - ① 交通安全教育の推進
 - ② チャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ③ 自転車の安全利用の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
 - ① 関係機関との連携および市における相談体制の強化
 - ② 発生予防、早期発見、早期対応等
 - ③ 社会的養護施策との連携
- (2) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実等

8. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- (1) 妊産婦等の地域の実情に応じたニーズへの対応
- (2) ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援



2. 基本施策ごとの取組

(1) 地域における子育ての支援

現状と課題

子どもがのびのびと健やかに育つためには、子育ての第一義的責任を有する保護者が、安心して楽しく子育てできる環境が必要です。

近年では、子育て家庭の就業形態やライフスタイルが多様化していることから、多様なニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図ると共に、認可保育所の待機児童解消に取り組みます。

本市の地域特性のひとつとして、転入者が一定数いることが挙げられます。本市においては親族等と協力して育児を行う方が一定数いるものの、転入者にとって地縁の無い地域で子育てをすることは大変難しく、地域で孤立し、不安を抱えながら子育てをする状況になりがちです。

子育てに関する情報提供・相談体制の充実や親子が集える場の提供、子育てボランティアなどによる地域を主体とした子育て支援活動の促進を図り、保護者が地域で安心して子育てできる環境づくりを進めます。

主な施策と取り組み

基本施策	重点的取組
地域における子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子が気軽に集い交流することができる場(子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等)の提供および育児相談や育児に関する情報提供等の実施により、子育て世帯の孤立化を防止し、安心して地域で子育てができる環境づくりに努めます。 保育人材の確保対策等により待機児童の解消に努めます。 様々な理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合における養育支援の充実に努めます。
保育サービスの充実	
子育て支援のネットワークづくり	
子どもの健全育成 ① 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成 ② 放課後子ども総合プラン	
地域における人材育成	
その他	



(2) 母性並びに子どもの健康の確保および増進

現状と課題

子どもの健やかな成長には、妊娠期からの心身の健康づくりと基本的な生活習慣が重要です。また、乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期の親子の安定した関わりがとて重要になってきます。

しかし、核家族化が進む中で、子どもの心身の発達に応じた育児やしつけの仕方がわからず、子育てに不安やストレスを持つ保護者が増えています。妊娠期から育児期までの切れ目ない相談支援等を行う体制づくりが必要です。

妊娠期から安心して相談できる窓口を設置し、個別の相談体制の充実を図るとともに、乳幼児期の食育をはじめとした啓発等を通して、乳幼児期の生活習慣の基礎づくりを支援できるよう努めます。

また、母子保健事業を通じて、妊娠期から乳幼児期にかけて、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、関係機関と連携しながら、児童虐待の発生予防および早期発見に努めます。

主な施策と取り組み

基本施策	重点的取組
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	<ul style="list-style-type: none"> • 妊娠、出産、育児等の母子保健に関する相談に応じ、妊娠期から育児期に渡り切れ目ない支援体制の実現に努めます。 • 母子保健事業を通じて、児童虐待の啓発および発生予防・早期発見に努めます。 • 妊娠をきっかけに食育の意識を高めることができるよう啓発に努めます。
学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策の充実	
「食育」の推進	
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	
小児医療の充実	



(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

子どもは個性や可能性を秘めた存在であり、その個性や可能性を十分に伸ばし育てることは、家庭や学校、地域などに課せられた重要な責務です。

このため、幼稚園、保育所、学校などとの連携のもと、就学前教育や学校教育の充実を図り、自分で課題を見つけ主体的に問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力といった、子どもの「生きる力」を育み、すべての子どもがその個性や可能性を伸ばすことができる環境づくりに取り組みます。

また、青少年健全育成の観点から、地域と連携して、健全な遊び場と子どもの居場所づくりや体験・交流活動を促進するとともに、いじめ・不登校・非行等の問題行動への対応など、青少年の自立支援に取り組みます。

子どもは次代を担う人材であるとともに、地域社会を構成する大切な一員であり、その人権は最大限尊重されなければなりません。このため、「児童の権利に関する条約」「筑紫野市子ども条例」などの普及啓発により、子どもの人権を尊重する意識を醸成します。

さらに、「第3次ちくしの男女共同参画プラン」に基づき、男女がともに協力して子育てを行うことのできる男女共同参画社会づくりを進めます。また、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さ、地域で子育てを支援することの重要性などの理解促進を図るため、児童生徒や市民全体に対して啓発を行います。

主な施策と取り組み

基本施策	重点的取組
次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月に施行された「筑紫野市子ども条例」の啓発活動を継続的に実施し、子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。 就学前教育という観点から保育所・幼稚園の連携を図るとともに、就学前教育から学校教育への一貫した教育ができるよう保育所等と小学校との連携に努めます。 市内全小中学校がコミュニティスクールの指定を受けています。「共育」の理念のもとに、自校や地域の特色を踏まえながら、学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを目指し、子どもたちの「生きる力」の育成を図ります。
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ①確かな学力の向上 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④信頼される学校づくり ⑤幼児教育の充実	
家庭や地域の教育力の向上 ①豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実 ②地域の教育力の向上	
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
人権施策の推進	



(4) 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

子育て中の保護者にとって安心して子どもを産み育てることができ、かつ、子どもが毎日楽しく遊んだり、学んだりできるまちにするためには、住まいや道路、公共施設などの生活環境の整備も大変重要な課題です。子育て家庭に配慮した住環境の整備に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインなどの考え方を取り入れて、すべての人にやさしい道路・交通環境や公共施設の整備などを進め、安心・安全なまちをつくります。

主な施策と取り組み

基本施策	重点的取組
良質な住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> 子どもやその親等の全ての人安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消などのバリアフリー化を促進します。 認可保育所および届出保育施設における子どもの散歩コースについて、関係機関と連携のもと、定期的な安全点検を実施し、子どもの安全の確保に努めます。
良好な居住環境の確保	
安全な道路交通環境の整備	
安心して外出できる環境の整備 ① 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 ② 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 ③ 子育て世帯への情報提供	
安全・安心まちづくりの推進等	





(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

現状と課題

共働き世帯が増加する中、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境を整備することは重要な課題です。

働き方改革実現会議が提出した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」を平成30年7月6日に公布し、平成31年4月から施行されました。近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まっており、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担う雰囲気醸成されてきています。

しかし、実態としては、「ワーク・ライフ・バランス」が十分に取れていない場合もあり、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。

子育ての負担を夫婦で適切にシェアするとともに、就労しやすい環境づくり、長時間労働の適正化、育児休業の取得推進などによって、子育て家庭の働き方の見直しに向けた啓発や取り組みを進めていくことが必要です。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するために重要であることから、情報提供、就労支援などに取り組みます。

主な施策と取り組み

基本施策	重点的取組
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園や幼稚園等において、利用者負担の軽減が図られており、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、国の基準に基づいた経済的な支援の推進に努めます。 共働き家庭の増加に伴い、安心して子育てと仕事を両立し、ワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう、保護者の就労を支援する子育て支援サービスの充実および情報提供に努めます。
仕事と子育ての両立のための基盤整備	



(6) 子どもの安全の確保

現状と課題

子どもが巻き込まれたり、犠牲になったりする事件・事故は後を絶ちません。子どもを事件・事故・犯罪などから守るためには、事故に巻き込まれないための環境整備や犯罪に巻き込まれないための正しい知識の普及・啓発が必要です。

内閣府が実施した「子どもの防犯に関する特別世論調査」(平成25年7月調査)では、子どもの犯罪被害の不安を感じる人の割合は50.7%と半数を超えています。内訳をみると、年代別では30代と40代、性別では女性の割合が高く、子育て世代の母親が子どもの犯罪被害に対してより強く不安を感じていることがうかがえます。

不安の理由として、「テレビや新聞で、子どもが巻き込まれる事件がよく取り上げられるから」を挙げた者の割合が72.0%と最も高く、以下、「近所に暗く人通りの少ない道や公園や駐車場があるから」(36.7%)、「子どもが一人で登下校することがあるから」(29.9%)、「子どもが学習塾などの習い事で遅く帰ることがあるから」(29.4%)、「地域のつながりが弱く、近所の住民の顔をほとんど知らないから」(25.7%)の順となっています。

また、スマートフォンの普及などにより、子どもが容易にインターネットにアクセスできるようになったことに伴い、有害情報やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・システム)を利用した犯罪やいじめなども問題となっています。

子どもが犠牲となる事件は後を絶たず、人口密集地であるか否かにかかわらず発生していることもあり、私たちが住んでいる市でもいつでも起こりうるのだという不安を常に感じている人も多いと考えられます。

本市においても、見守り活動や少年補導員による街頭補導、防犯・交通安全パトロール、インターネットやSNSの正しい利用方法の普及・啓発などの対策を行っています。今後も、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、交通マナーの徹底や安心・安全な生活環境の整備など、常に子どもの安全を気にかけて、地域で継続的に見守っていくことが大切です。

主な施策と取り組み

基本施策	重点的取組
子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ① 交通安全教育の推進 ② チャイルドシートの正しい使用の徹底 ③ 自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全指導員や警察等と連携し、保育所・幼稚園・学校等において、子どもや保護者に対する交通安全教室等を行い、子どもの安全の確保に努めるとともに関係機関との連携の強化を図ります。 小中学校において、スマホやSNSに関し、子どもや保護者に対して、正しい利用方法およびトラブルの危険性について周知啓発するとともに、保護者との連携を図り、子どもの安全の確保に努めます。
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
被害に遭った子どもの保護の推進	



(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

現状と課題

近年、全国各地で児童に対する虐待による死亡や傷害事件が相次ぎ大きな社会問題となっており、「児童福祉法」および「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、児童虐待防止対策の充実・強化が図られました。

本市では、子どもたちを虐待等から守る地域ネットワークとして、平成18年5月に筑紫野市要保護児童対策地域協議会(ほっと・ネット・ちくしっ子)を設置し、民生・児童委員、主任児童委員、学校、医療機関、児童相談所等が連携し要保護児童および家族への支援、見守りを行っています。

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。一方、虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが必要ですが、そのためには、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制を一層充実させていかなければなりません。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、関係機関との連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、母子家庭等が増加している中で、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策について引き続き総合的な対策を実施していきます。

主な施策と取り組み

基本施策	重点的取組
児童虐待防止対策の充実 ① 関係機関との連携および市における相談体制の強化 ② 発生予防、早期発見、早期対応等 ③ 社会的養護施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の予防、早期発見、早期対応を目的として、市要保護児童対策地域協議会を中心に、学校や医療機関、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。
母子家庭および父子家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、様々な場を活用し普及啓発活動を行います。
障がい児施策の充実等	



(8) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

現状と課題

平成31年1月から、新庁舎で業務が開始されました。このことによって、従来、別々の場所に担当部署が分散していた状況が解消され、妊娠・出産・育児に関するすべての支援部署を新庁舎内にまとめることができました。

市民のニーズに対応し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行うために条件面での整備が整ってきていることから、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進していきます。

主な施策と取り組み

基本施策	重点的取組
妊産婦等の地域の実情に応じたニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠、出産、育児のライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援ができるよう利用者支援事業の充実に努めます。
ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援	





3. 新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な子どもの成長・発達に応じた体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

P34（11）に掲載

(2) 放課後子ども教室

放課後や週末に、自治公民館やコミュニティセンター、小学校の空き教室などで、子どもたちが体験活動、スポーツ文化活動、勉強などができる安全安心な居場所を作り、子どもたちの健全育成を図る事業です。

新・放課後子ども総合プランにおける目標事業量

項目	推進方策等
一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量	第六次筑紫野市総合計画を推進し、必要に応じて検討を行う。
放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量	P34（11）に掲載
放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画	11か所以上の放課後子ども教室の設置を目指す。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的、又は連携による実施に関する具体的な方策	第六次筑紫野市総合計画を推進し、必要に応じて所管課と連携し、検討を行う。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	第六次筑紫野市総合計画を推進し、必要に応じて可能な範囲で活用を推進する。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る所管部局の具体的な連携に関する方策	第六次筑紫野市総合計画を推進し、必要に応じて、所管部局において連携を取り、使用計画や活用状況について十分に協議を行う。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 市・事業主・市民の責務

子ども・子育て支援法では、「市の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、「事業主の責務」や「市民の責務」についても定めています。

市の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子どもおよびその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子どもおよびその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用したりするために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子どもおよびその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。
事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。
市民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や県、市 の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。



2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

子育て支援の重要な役割を担う個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施していく必要があります。この計画に基づく様々な施策を行政が主体となり、各関係機関と連携を図り、総合的かつ計画的に推進します。

また、子どもおよびその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、豊かな愛情あふれる子育てが次代に繋がるよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育て負担することがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、市民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子どもおよびその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

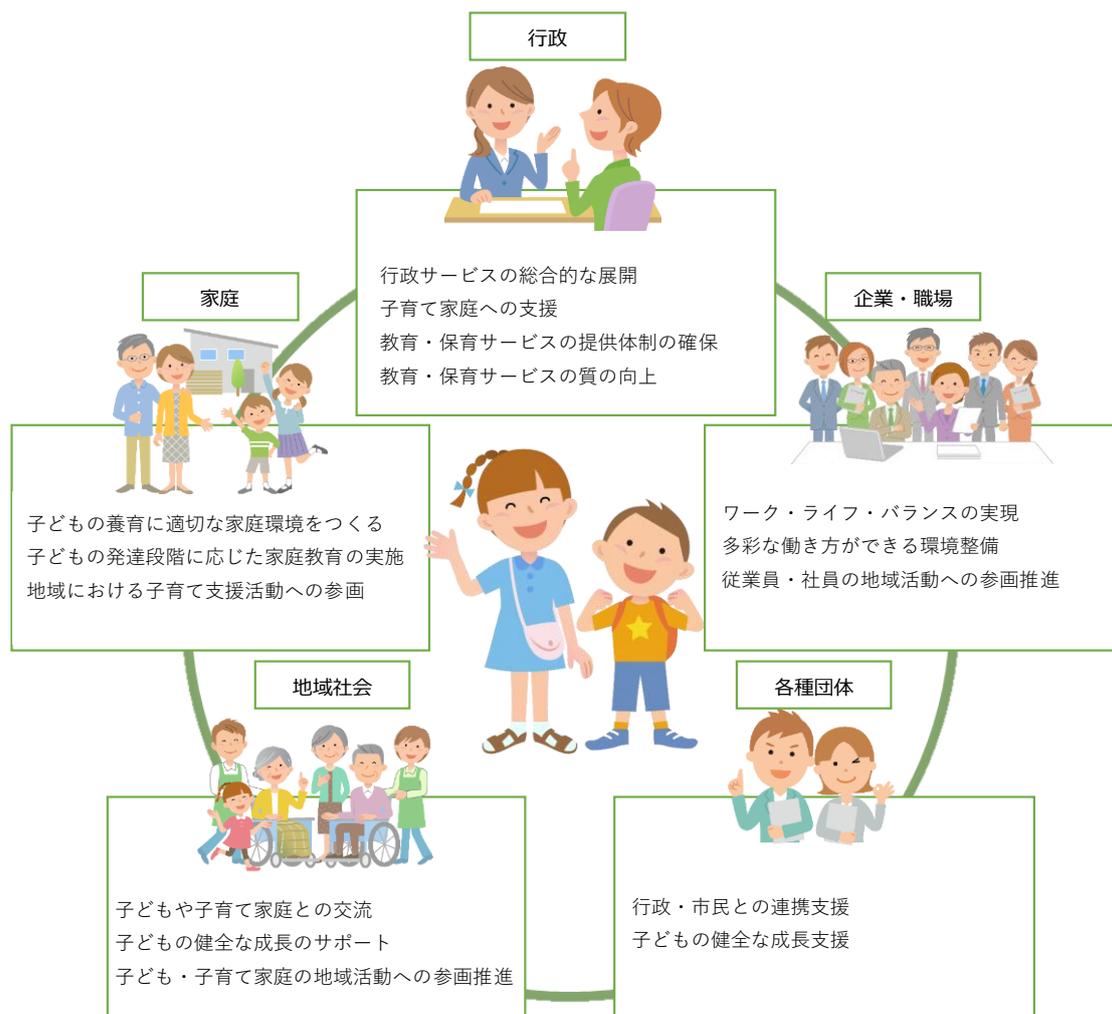
このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

図表 19 行政・家庭・地域社会・企業・団体の各役割





3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携および協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に際して計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園および保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者および地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に際し、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を越えたサービスの利用や複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

平成27年から開始された子ども・子育て支援新制度により、認定こども園、幼稚園および保育所を通じた共通の給付が開始されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可および指導監督が一本化されました。

本市では、今後も継続して教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や家庭教育の支援施策を行う本市の関係各課との密接な連携を図ります。

また、子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、引き続き円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を推進します。

資料編



資料編

1. 計画策定の経緯

期 日	内 容
平成31年2月21日	平成30年度筑紫野市子ども・子育て会議
平成31年3月	「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」実施
令和元年9月3日	令和元年度第1回筑紫野市子ども・子育て会議
令和元年11月27日	令和元年度第2回筑紫野市子ども・子育て会議
令和2年1月10日～ 令和2年2月10日	「第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画（案）」 パブリック・コメント実施
令和2年2月27日	令和元年度第三回筑紫野市子ども・子育て会議
	筑紫野市子ども・子育て会議からの答申



2. 筑紫野市子ども・子育て会議条例

○筑紫野市子ども・子育て会議条例

(平成25年9月20日条例第27号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項および次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「推進法」という。)第21条第1項の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する付属機関として筑紫野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 推進法第8条第1項に規定する行動計画策定に関する事務のうち次に掲げる事項
 - ア 筑紫野市次世代育成支援対策行動計画の策定に関すること
 - イ 筑紫野市次世代育成支援対策行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
 - ウ 次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置の協議に関すること。
- (3) 筑紫野市子ども条例(平成22年筑紫野市条例第19号)第10条第4項および第23条第2項に掲げる事務。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉、保健・医療又は教育等子育て支援に関係する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第5条 子育て会議に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。



- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 7 部会長が必要と認めるときは、部会の会議に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬および費用弁償)

第8条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

- 2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。
- 3 委員以外のものには、証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(筑紫野市保育運営審議会条例の廃止)
- 2 筑紫野市保育運営審議会条例(昭和59年筑紫野市条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例(平成16年筑紫野市条例第19号)は、廃止する。



3. 筑紫野市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成31年2月21日～令和2年3月31日

	選出区分	団体名等	氏名
1	大学等の教授等	筑紫女学園大学 准教授	大西 良
2	幼稚園長会	筑紫野中央幼稚園 園長代理	秦 昭宏
3	社会福祉協議会	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	松村 美咲
4	小学校校長会	天拝小学校 校長	肘井 俊広
5	小学校PTA	筑紫東小学校PTA	田中 奈都子
6	中学校校長会	二日市中学校 校長	新開 哲士
7	保育所・園長会	光が丘幼児園 園長	南野 拓也
8	保育所保護者会	下見保育所保護者会会長	藤本 法華
9	筑紫野市児童クラブ保護者会等	NPO 法人ちくしっ子 ネットワーク	平山 裕子
10	民生委員・児童委員	主任児童委員	吉岡 優子
11	部落解放同盟筑紫地区協議会	部落解放同盟 筑紫地区協議会	瀧本 千代美



4. 筑紫野市子ども条例

○筑紫野市子ども条例

(平成 22 年 3 月 30 日条例第 19 号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人間として大切な子どもの権利（第5条—第9条）

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第10条—第16条）

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済および回復支援（第17条—第22条）

第5章 子どもの権利の保障状況の検証（第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在です。

子どもには、人間として健やかに生きていくための当然の権利があります。

また、子どもたちは、筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。

自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるように、子どもが成長・発達をしていくためには、子どもの最善の利益が保障されることによって、未来を切り開いていく生きる力を高めることが保障されなければなりません。

子どもは、子どもが持つ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができるように支援されることで、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように他の人も大切にしなければならないことを学びます。そのことは、子どもが自分の育った市や地域に親しみを持つことになり、持続するまちづくりにもつながります。

大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために子どもが直面することについて一緒に考え、適切な指導や助言を行う等子どもの個々の状況に応じた支援をしていかなければなりません。

虐待、いじめ、不登校等子どもを取り巻く多くの問題は、個人や家族の努力のみで解決することは非常に難しくなっています。子どもを支援する大人への支援も必要です。家庭や施設での子育てを支援する仕組み、子どもの権利が侵害されたときの相談および救済の仕組み、状況の変化に対応することができるように具体的な施策と実践を検証し、修正する仕組みも必要です。

筑紫野市は人権と平和を尊重するまちであり、児童の権利に関する条約に示された子どもの権利も尊重されるまちでなければなりません。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力を育み、子どもと大人が共につくる豊かで平和な地域社会の形成につながるという考えを基に、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもが自らの意志で成長・発達をすること（以下「子育て」という。）の大切さを明確にするとともに、子どもの権利を保障するために子育ておよび子育てを支援する仕組みと取組を明らかにすることにより、子どもが自分も他人も



大切にし、いきいきと過ごすことができるまちの実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内で活動する個人をいう。
- (2) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (3) 親 子どもの父母又は法定の保護者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが使用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行うものをいう。
- (6) 権利 児童の権利に関する条約において認められる権利をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利を尊重し、並びに子育ておよび子育てを支えるまちづくりは、次に掲げる基本理念にのっとり進められなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益が第一に考えられること。
- (2) 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの自尊感情が育まれるよう配慮されること。
- (4) 子どもの成長・発達に応じた支援がなされること。
- (5) 子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で推進されること。

(親等の責務および役割)

第4条 親は、子どもの養育および発達についての第一義的な責任を有する者として子どもの権利を尊重し、並びに子どもの個々の状況に応じた支援および指導に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの権利の保障および子育て支援のための計画を策定し、および推進するとともに、国および他の地方公共団体、育ち学ぶ施設等と連携することにより、子どもの権利が保障されるように努めるものとする。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者若しくは管理者又は職員（以下「育ち学ぶ施設の関係者」という。）においては、子どもの権利を尊重し、家庭および地域と協力するとともに、子どもが自ら進んで学ぶことにより、成長・発達をしていくことができるよう支援および指導に努めるものとする。
- 4 市民および市内で活動を行う団体又は事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動等を通して子育ておよび子育ての支援に努めるものとする。

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第5条 この章に規定する権利は、子どもにとってとりわけ大切なものとして特に保障されなければならない。

- 2 権利は、すべての子どもが有するものであり、権利の行使に当たっては、子どもの状況に応じて、必要な支援がなされなければならない。

(生きる権利)

第6条 子どもは、生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 生命が守られること。



- (2) 愛情および理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮され、休息および適切な医療が保障され、および成長にふさわしい生活ができること。
- (4) 平和および安全な環境の中で生活ができること。

(育つ権利)

第7条 子どもは、育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (2) 自分に役立つ情報を知ること。
- (3) さまざまな文化、芸術およびスポーツに触れ楽しむこと。
- (4) 年齢および活動意欲に応じて安心して遊ぶこと。
- (5) プライバシーが尊重されること。
- (6) 自分の考えを持つこと。
- (7) 個性および他者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (8) 適切な指導および助言を受けること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、参加する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自己表現又は自分に関することの見解が尊重されること。
- (2) 子どもに関わる施設の運営に子どもの意見が生かされる機会があること。
- (3) 子どもであることにより、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 仲間を作り、仲間と集うこと。
- (5) 社会に参加し、又は参画する機会があること。

(守られる権利)

第9条 子どもは、守られる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないこと。
- (2) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (3) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (4) あらゆる搾取から守られること。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子ども施策の行動計画と推進)

第10条 市は、子どもの権利の保障および子育て支援等の子どもに関する施策（以下「子ども施策」という。）の推進に当たって、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動を支援し、および連携を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、子ども施策の推進に当たって総合的かつ計画的に図られるための行動計画を策定しなければならない。
- 4 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民および第23条に規定する筑紫野市子ども・子育て会議の意見を聴くよう努めるものとする。
- 5 市は、行動計画を推進するため、必要な体制の整備を図らなければならない。



(子どもの権利に関する広報、学習および研修)

- 第11条 市は、子どもの権利について市民の理解を深めるため、適切な手段によりその広報に努めるものとする。
- 2 市は、家庭教育、学校教育および社会教育の中で、子どもの権利についての学習および研修が推進されるよう必要な教育環境の整備に努めるものとする。
- 3 市は、人権施策および人権教育の中に子どもの権利の内容を位置づけるものとする。
- 4 市は、育ち学ぶ施設の関係者、医師又は保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するよう努めるものとする。
- 5 市は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援するよう努めるものとする。

(子どもの参加)

- 第12条 市は、子どもがまちづくり等に意見を表明し、又は参加する機会を提供するよう努めるものとする。
- 2 市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策の普及に努めるものとする。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者又は管理者は、子ども、親、職員その他の関係者が参加し、意見を述べあう機会を提供するよう努めるものとする。
- 4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの自治的な活動を奨励し、および支援するよう努めるものとする。

(居場所づくりおよび地域の支援)

- 第13条 市および市民は、子どもが安全で安心することができる環境の中で、子ども自身が受け入れられ、主体性が育まれる居場所づくりに努めるものとする。
- 2 市は、居場所についての考え方の普及および居場所の充実に努めるものとする。
- 3 市は、居場所の提供等の自主的な活動を行う市民および関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。
- 4 市および市民は、子ども同士の交流および居場所づくりに当たって、障害がある場合等の特別な事情がある子どもに対して必要な情報が得られるよう配慮に努めるものとする。

(子育て支援)

- 第14条 育ち学ぶ施設の関係者および保健、医療、児童福祉等の関係者は、子どもの親に対し、子どもの養育に必要な説明を行うことができる。この場合において、関係者は、子どもの最善の利益を損なわないよう努めなければならない。
- 2 市は、子どもの養育に関し、その家庭の状況に応じて必要と認められる支援を行うよう努めるものとする。
- 3 市は、乳幼児を育てる親同士の交流の機会を十分に保障し、および子育てに関する情報の提供に努めるものとする。
- 4 市は、子育て支援を行う団体又は自主的な親同士の交流を行う団体等の活動について支援を行うよう努めるものとする。
- 5 事業者は、市民が安心してその子どもを養育することができるよう配慮に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

- 第15条 育ち学ぶ施設の設置者および管理者は、その子どもの権利の保障が図られるよう環境の整備に努めるとともに、当該施設の職員に対して子どもの権利についての研修の機会を与えるよう努めなければならない。



2 前項の環境の整備に当たっては、親その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

3 育ち学ぶ施設の設置者および管理者は、当該施設の職員と子ども又は親との間に問題が起きたときは、お互いの信頼が回復されるように努めるものとする。

(虐待からの救済)

第16条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済および当該子どもの心身の回復に努めるものとする。

2 市は、子どもの虐待の早期発見並びに虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済および当該子どもの心身の回復のために関係機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済および回復支援

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市長は、子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切な救済を図るとともに、当該子どもの心身の回復を支援するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として筑紫野市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を設置する。

2 子ども、親、育ち学ぶ施設の関係者および市民は、救済委員に対して、子どもの権利の侵害について相談し、又は救済を求めることができる。

3 救済委員の定数は、3人以内とする。

4 救済委員は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 救済委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(救済委員の職務)

第18条 救済委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、当該子どもの救済および回復のために助言を行うものとする。

2 救済委員は、救済を求められたとき、又は自らの発意により、必要に応じて調査、助言、調整又は勧告をすることができる。

3 救済委員は、救済の処理の概要を適切な方法によって救済を求めた者に通知するものとする。

4 救済委員は、勧告によってなされた対応の報告を求めることができる。

5 救済委員は、必要に応じ、勧告内容の公表をすることができる。

6 前項の勧告の公表に当たっては、救済委員全員が賛同しなければ行うことができない。

(救済委員の責務)

第19条 救済委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 救済委員は、その職務の執行に当たっては、市、県および国の関係機関若しくは民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

3 救済委員は、救済の処理の状況を、直ちに、市長に報告しなければならない。

4 救済委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。

5 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(救済委員の解嘱)

第20条 市長は、救済委員の心身の故障によりその活動ができないと判断したとき、又は救済委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くものとする。

(救済委員に関する広報)

第21条 市長は、子ども、市民および育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨および内容を広く知らせると



ともに、子どもが救済委員への相談および救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(救済委員への協力)

第22条 市民および育ち学ぶ施設の関係者は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとする。

2 第18条第2項の規定による勧告を受けたものは、これを尊重し、必要な対応をするよう努めなければならない。

第5章 子どもの権利の保障状況の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第23条 市長は、この条例による施策、行動計画の実施の結果および子どもの権利の保障の状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の規定による検証は、筑紫野市子ども・子育て会議条例（平成25年筑紫野市条例第27号）に規定する筑紫野市子ども・子育て会議に対して諮問し、答申を受けることにより行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定した筑紫野市次世代育成支援行動計画（後期計画）は、第10条第3項の規定により策定した行動計画とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の廃止)

2 筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例（平成16年筑紫野市条例第19号）は、廃止する。

第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行・編集

筑紫野市 健康福祉部 子育て支援課

〒818-8686

福岡県筑紫野市石崎1丁目1-1

電話 092-923-1111（代表）



筑紫野市